第56回大阪市港湾審議会議事録

平成25年8月2日

大阪市港湾局

# 目 次

1.	開催日時	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2.	開催場所		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
3.	審議会次第					•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		1
4.	出席委員							•	•	•	•	•		•	•	•		•	•			1
5.	審議経過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			2
付属	肾料 · ·		•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		1	2
1.	諮問書			•				•	•	•		•		•		•		•	•		1	2
2.	答申書		•					•		•				•							1	3

## 1. 開催日時

平成25年8月2日 (金)

開会 15時00分

閉会 15時30分

#### 2. 開催場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 大阪市港湾局 会議室 1

### 3. 審議会次第

- (1) 開会の辞
- (2) 挨拶
- (3)議事

大阪港港湾計画の軽易な変更

- (4) その他
- (5) 閉会の辞

#### 4. 出席委員

寺 元 清 隆 (大阪船主会副会長)

代 宮 本 浩 司 (財務省大阪税関長 山田 秀樹)

代 中 本 隆 (国土交通省近畿地方整備局長 池内 幸司)

代 森 田 兼 司 (国土交通省近畿運輸局長 大久保 仁)

代 辰 巳 伸 五 (大阪海上保安監部長 川 名 一徳)

代 中 田 憲 正 (大阪府都市整備部長 村上 毅)

#### 5. 審議経過

## 開 会 15時00分

○岡本総務担当課長 大変お待たせをいたしました。

本日ご多忙の中、第56回大阪市港湾審議会にご出席を賜りましてまことにありがとう ございます。

現在、専門部会委員総数8名のうち、6名の方々にご出席をいただいております。出席 委員数が大阪市港湾審議会条例第5条に定めます定足数を満たしているということを冒頭 ご報告いたします。

それでは、ただいまから第56回大阪市港湾審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます港湾局総務担当課長の岡本でございます。 どうぞよろしくお願い申しあげます。

なお、本会議につきましては、大阪市港湾審議会公開基準に基づきまして公開とさせて いただきます。

傍聴、報道機関も含めました皆様方にお願いがございます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をしていただき、審議の妨げにならぬよう、ご協力よろしくお願いします。

それでは、初めに、お手元の委員名簿に従いまして委員の方々をご紹介させていただき ます。着席させていただきます。

大阪倉庫協会会長、安部正一委員でございますが、本日は所用により欠席となっております。

続きまして、大阪船主会副会長、寺元清隆委員でございます。

- ○寺元委員 寺元です。よろしくお願いいたします。
- ○岡本総務担当課長 大阪港運協会会長、溝江輝美委員でございますが、本日は所用により欠席となっております。

続きまして、財務省大阪税関長、山田秀樹委員の代理といたしまして、総務部企画調整 室長、宮本浩司様にご出席をいただいております。

- ○宮本総務部企画調整室長 宮本でございます。よろしくお願いいたします。
- ○岡本総務担当課長 国土交通省近畿地方整備局長、池内幸司委員の代理といたしまして、大阪港湾・空港整備事務所長、中本隆様にご出席いただいております。
- ○中本大阪港湾・空港整備事務所長 中本です。よろしくお願いします。
- ○岡本総務担当課長 国土交通省近畿運輸局長、大久保仁委員の代理といたしまして、 交通環境部長、森田兼司様にご出席をいただいております。
- ○森田交通環境部長 森田でございます。よろしくお願いします。
- ○岡本総務担当課長 大阪海上保安監部長、川名一徳委員の代理といたしまして、大阪 海上保安監部次長、辰巳伸五様にご出席をいただいております。
- ○辰巳大阪海上保安監部次長 辰巳です。よろしくお願いします。
- ○岡本総務担当課長 続きまして、大阪府都市整備部長、村上毅委員の代理といたしま して、大阪府都市整備部港湾局計画調整課長、中田憲正様にご出席をいただいております。
- ○中田大阪府都市整備部港湾局計画調整課長 中田でございます。よろしくお願いします。
- ○岡本総務担当課長 それでは、第56回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、港湾管理者を代表し、大阪市港湾局長の徳平からご挨拶申しあげます。
- ○徳平港湾局長 港湾局長の徳平です。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第56回大阪市港湾審議会専門部会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から本市の港湾行政に対しまして多大なご協力、ご理解をいただいておりまして、改めてお礼を申しあげます。

最近の大阪港の状況ですが、ご承知のとおり、一昨年、平成23年に過去最高のコンテナ取扱貨物量を記録いたしました。217万TEUのコンテナを取り扱いましたが、昨年、 尖閣問題をはじめとする中国との関係、あるいは景気全体の影響もあったのかと思われますが、少し減少しまして212万TEUとなりました。今年に入りまして、政権が代わってアベノミクスとも言われておりますけども、物流の実態としてどう反映されているのか、まだ不透明な部分はありますが、トレンドといたしましては、速報値で、1月から6月までの半年間で対前年比約2%の増ということになっており、このまま推移しますと、昨年を上回る取扱量となり、217万TEUを超えるかもしれないという状況になっております。まだ景気がこの後どうなるのかということも不透明でありますので予断を許さないところではありますが、しっかりと貨物を取り扱っていきたいと思っております。 また、国際コンテナ戦略港湾に選定されてから3年目を迎えまして、いよいよ中間評価 年ということになっております。

そういうこともありながら、国土交通省の方では、今、この国際コンテナ戦略港湾の施策全般の深化といいますか、深掘りといいますか、新たな施策展開もお考えと伺っておりますし、それに向けた検討会も進められておりますので、私どもとしましては、阪神港としてそれらの施策が少し変わるのであれば、またそれに対応していきたいと思っております。

さらに、府市の港湾管理者の統合にも現在取り組んでおりますけども、私どもが目指しております新港務局についてのご理解がなかなか得られないということもありまして、お願いしております関連の法律改正についてはなかなか難しい状況であることには変わりはありません。

その中で、統合の効果をどう出していけるのかということについても検討を進めておる ところでありますので、またそれが公にできるようになりましたら、広く皆様方にもお知 らせして、ご理解をいただけるようにしたいと思っております。

本日ご審議いただきます港湾計画の変更案ですが、此花地区で石油化学製品を取り扱っている専用バース、いわゆるプライベートバースにおきまして、既定計画より大型の船舶の利用が見込まれるということで、大型船舶がより安全に利用可能となるよう、専用バースの施設計画を見直すという内容になっております。

また、もう1つは、大阪港の最近の動向といたしまして、夢洲の国際コンテナ戦略港湾のメインになりますC-10から12の背後の用地、物流・産業ゾーンと我々称しておりますが、それの第1期の募集が始まるということで、募集条件やスケジュール等の概要説明をさせていただきたいと思っております。

本日は、短い時間ではございますけども、委員皆様方の幅広い視点から活発なご審議を お願い申しあげまして、開会のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い いたします。

○岡本総務担当課長 それでは、議事に入ります前に、お手数ではございますけれども、 お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。

まず、1枚物の次第でございます。その後、これも1枚物の委員名簿でございます。本 日の座席表でございます。続きまして、右肩に資料1と書かれました冊子でございます、 「大阪港港湾計画書(案) -軽易な変更-」でございます。続きまして、同じく右肩に資 料2と書かれております資料でございます。続きまして、横長のホチキス止めの資料3、「大阪港港湾計画の軽易な変更(案)~説明資料~」でございます。参考資料ということで、冊子になっております「ポートオブオオサカ」、1枚物の「審議会条例」、これも1枚物でございますが、「運営要綱」。地図でございます、「大阪港案内」、1枚物でございます「夢洲 産業・物流ゾーン 物流用地の売却処分について」というコピーと、あと、「大阪ベイエリア」という見開きのパンフレットがございます。あと、カラーコピーになっていますけども、今回、夢洲産業・物流ゾーンを売り出すに当たっての募集区画の両面のカラー刷りの資料でございます。もし資料等不足がございましたら事務局の方までお申しつけいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

大阪市港湾審議会条例第6条の3の規定に従いまして、会長より専門部会の部会長に指 名がございました寺元部会長に以後の議事の進行をお願いしたいと思いますので、どうぞ よろしくお願い申しあげます。

○寺元部会長 寺元です。よろしくお願いします。

議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定に従い、本日の議事録署名者を大久保委員代理出席の森田様と川名委員代理出席の辰巳様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日、次第にございますように、審議案件がございます。

港湾法第3条に基づき、平成25年7月2日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、大阪港港湾計画の軽易な変更についてでございます。

審議に当たり、港湾管理者より説明をお願いします。

〇丸山計画担当課長 大阪市港湾局計画担当課長の丸山でございます。

本日、審議事項でございます港湾計画の軽易な変更についてご説明させていただきます。 失礼して、着席して説明させていただきます。

資料につきましては、お手元の冊子の資料1、それから資料2、資料3をご参照いただければと思います。特に資料3につきましては、前にスライドを映してまいりますので、主にはこれをご覧いただきながら説明させていただきたいと思います。

審議事項の変更理由でございますが、立地企業の要請に対応するため、此花地区におきまして危険物の取扱施設計画を変更する。これに伴い、水域施設計画を変更するというこ

とでございまして、場所につきましては、こちら、此花区の北港2丁目、舞洲の此花大橋を渡ったところの東側でございます。こちらでアスト株式会社様が事業をなさっておられますが、こちらの専用埠頭で、ここにQ2と書かれた港湾施設がございます。この施設を大型化するということで、これに伴って水域施設を変更するというものでございます。

具体的に申しますと、危険物施設計画の変更、水域施設計画の変更ということで、現在、このQ2という埠頭は、ドルフィンが水深5メートル、対象船型が1,000DWTのものになってございます。これを少し大きくして、水深が5.5メートル、対象船型を2,000DWTのものにするというものでございまして、併せまして、水域施設につきましても、現在、泊地が水深5メートルで0.5ヘクタール計画されておりますけれども、5.5メートルに変更することになりまして、それに合わせまして、泊地の面積も0.3ヘクタールほど広がって、0.8ヘクタールになるというものでございます。

今回の変更の背景でございますけれども、アストさんが取り扱っておられる貨物につきましては、内航輸送の効率化の推進、あるいは石油化学プラントが海外シフトしてきているということもございまして、外航船が今増えてきているとお聞きしております。これに伴って利用する船舶が大型化しているということから、今まで1,000DWTクラスの船舶を対象としていたものを2,000トンに変更するということでございまして、2,000トンに変更することで、泊地も増深してこれまで喫水を調整して入ってきた船舶がより安全に利用可能になるということでございます。

少しそれらを具体的に数字で示したものがこちらでございまして、左がGTベースで、真ん中の列でD/Wに換算し、整理し直してございますけれども、2004年から2012年のデータを挙げてございますけども、2004年の段階ですと、大体500GT、D/Wにしますと1,000トン未満ぐらいが96%でほとんどを占めていたものが、直近になりますと81%ということで、減ってきております。その分、逆に、この網かけしてございます1,000GTの部分、D/Wで2,000トン未満のところが4%から18%ということで、かなりその割合が増えてきているということでございます。近年を見てもかなり増えてきているという状況がございまして、今後もこの2,000D/Wクラスの船の割合が増えてくるだろうと見込んでおられますので、こういったことから、この2,000トンに対応した係留施設の大型化、泊地の増深ということを計画されているということでございます。

今回の変更に伴います検討のポイントでございますけれども、まず、1点目、船舶の入

出港時の安全性についてでございます。操船に当たりましては、港湾の施設の技術上の基準で、自力による回頭の場合には対象船舶の全長の3倍を直径とする円の回頭水域を確保することになっております。こちらに着岸する船舶については、自力で回頭するということでございますが、この施設につきましては、前面に非常に広い水域がございまして、入港船につきましては、赤の絵で入ってきて、出ていく場合にも、青い絵で回って出ていくということで、この回頭円は、船舶の全長の3倍は十分確保できるというところでございます。

それから、水深につきましても、泊地面積が広がり、周辺水域も水深 5.5 メートル以上 確保されておりますので、航行安全については特に問題ないものと思っております。

それから、もう1点、環境面でございますが、泊地面積が0.5~クタールから0.8~クタールということで、約1万立米の浚渫土が発生しますが、水深の増加量も小さく、浚渫土量もあまり多くないということ、交通量につきましても、交通量は、船舶の大きさよりも、背後のタンクの容量に左右されますが、今回の計画では変更の予定はないとお聞きしており、出入りする交通量も大きく変化はないだろうということから、周辺環境に与える影響は軽微であると考えてございます。

今回の港湾計画の変更について、本日、審議会に諮問させていただき、その答申を経まして、管理者の計画案として固め、港湾計画の概要の公示を行った後、アストさんが施設の改良工事に着手されるということになっております。

今回の手続につきましては、軽易な変更ということでございますので、中央の手続は必要なく、地方の港湾審議会の中での手続を経て工事着手という予定になっております。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

○寺元部会長 ありがとうございました。

委員の皆様からご意見をいただく前に、先般、7月31日に開催されました幹事会の審議結果につきまして、大阪市港湾局の藪内計画整備部長より報告をお願いします。

○薮内計画整備部長 計画整備部長の藪内でございます。

去る7月31日、大阪市港湾局会議室で大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしたところ でございます。

本日の審議会でご審議いただきます大阪港港湾計画の軽易な変更の案につきましては、 原案どおり港湾審議会に上程することに差し支えないという結論を得ておりますので、ご 報告申しあげます。 以上です。

○寺元部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしま す。よろしいでしょうか。

では、ご意見、ご質問ございませんので、答申について諮りたいと思います。

本日の議案であります大阪港港湾計画の軽易な変更につきまして、原案のとおり適当で あると答申を行うことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○寺元部会長 ありがとうございます。

ご異議がございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。 これで議事については終了いたします。

それでは、これ以降の進行につきまして、事務局にお返しします。

○岡本総務担当課長 寺元部会長、ありがとうございました。

本来であればこれをもちまして閉会させていただくところではございますけれども、せっかくの機会でございます、少しお時間を頂戴いたしまして、大阪港の最近の動向といたしまして、夢洲産業・物流ゾーンにおける第1期募集開始につきまして、事務局のほうからご報告をさせていただきます。

港湾局営業推進室企画調整担当課長代理の宮下からご説明のほうを申しあげます。

○宮下企画調整担当課長代理 港湾局計画企画調整担当課長代理、宮下です。よろしく お願いします。

夢洲の産業・物流ゾーンの物流用地の第1期募集につきましてご紹介させていただきます。

お手元にリーフレット等をお配りしておりますが、スライドで紹介させていただきたい と思っております。着席させていただきます。

今回売り出しの場所ですが、ただいま私どもがおりますATCのあります咲洲からトンネルでつながっております夢洲になっております。

この夢洲ですが、咲洲トンネル、それから夢舞大橋ということで、2ウエイのアクセスを確保した形になってございます。さらに、高速道路のランプがすぐ近くにございまして、関空へも車で40分という交通至便な場所に位置しております。物流事業者にとって大変魅力的な立地になっているかと思っております。

今回の売却区画でございますが、夢洲の先行開発地区、そのうちの産業・物流ゾーンと呼んでおります40~クタールございます、このうち今回売り出しますのは、2013年第1期募集と書いておりますこちらの8.3~クタールの区画でございます。こちらの8.3~クタールを2つの区画に分けまして分譲させていただくということにしております。

こちら、区画1の方が広さ約4.3~クタール、区画2の方が約4~クタールという広さで分譲させていただくことにしておりまして、分譲に際しましては、2つ条件を付させていただいております。1つは、当該地における貨物の総量に対して、大阪港の国際海上コンテナ貨物の割合が3割以上としていただきたいということと、もう1つは、単なるストック倉庫ではなく、高機能物流倉庫ということでお願いしますという、その2つの条件を付させていただいております。

この条件につきましては、入札の資格審査としまして審査させていただいた上で、契約 上も違約金と買い戻し特約の条項の対象ということにさせていただいております。

規制に関してでございますが、用途地域は工業地域、ただ、住宅とか産廃事業者の進出はご遠慮いただくよう、工業保全地区の指定をさせていただいております。臨港地区につきましては、こちらのほうは指定がございません。容積率は300%、建蔽率60%ということになっております。

販売スケジュールでございますが、7月19日から9月10日まで、公募の要領を配付させていただいております。ホームページの方でもアップさせていただいております。9月4日から10日に入札参加の受付をさせていただきまして、9月4日から10日の間に事業計画と申し込みを出していただくということにしておりまして、入札資格に関して審査させていただいた上で、審査に合格された方については、10月7日、入札を行いまして、その場で開札するということにしております。スケジュール通りに進みましたら、12月上旬には所有権移転となる予定でございます。

価格でございますが、区画1番につきましては約24億7,000万円、区画2番につきましては約24億円という価格になっておりまして、平米当たり6万円弱、坪当たり20万円弱という価格になっております。

先程もトンネルと橋の2ウエイと申しましたが、それぞれのアクセスルートは、耐震化も完了しております。それから、津波に対してですが、津波の侵入を許さない地盤高ということで、O. P. で9.1メートルという地盤高さを50年後でも確保するということになっております。南海トラフ巨大地震モデル、マグニチュード9想定で満潮時の最大水位が

5.3メートルということでございますので、まだ余裕高さが3.8メートルほどあるということになってございます。

液状化に対しましても、ここが産業・物流ゾーンですが、浚渫土砂と市内の公共工事の 建設残土の受け入れをしておりまして、粘性度の高い埋立材になっておりますので、液状 化もしにくいということです。

あと、夢洲の方、交通インフラが弱いと言われておりますが、バスが、5月13日に、コスモスクエア駅と舞洲を結びまして開通しております。現在のところ夢洲は通過していますが、事業者が進出されましたら、そこにバス停をつくっていただくことなっております。現在、1件ですが、コンビニも開業しておりまして、コンテナトレーラー等の大型車22台の駐車場を確保しております。イートインスペースや店外から入れるトイレなど充実した施設を持った建物になっております。

今回の売り出しが第1期ということで、今後、40ヘクタールを順次売り出させていた だくことになっております。

私の方からは、以上の説明になります。

○岡本総務担当課長 ただいまの報告につきましてご質問ございましたら、よろしくお 願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これをもちまして第56回大阪市港湾審議会を終了させていただきた いと思います。

本日はご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

閉会 15時30分

大阪市港湾審議会専門部会長 寺 元 清 隆 印

大阪市港湾審議会 委員 代 森田 兼司 印

大阪市港湾審議会 委員 代 辰 巳 伸 五 印

付属資料

1. 諮問書

大港湾第 741号 平成25年7月2日

大阪市港湾審議会

会長 森 隆行 様

大阪港港湾管理者 大阪市長 橋下 徹

大阪港港湾計画―軽易な変更―について(諮問)

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について審議会の意見を求めます。

※ 別紙 大阪港港湾計画書(案)及び大阪港港湾計画資料(案)については省略

## 2. 答申書

大港審 第 4 号 平成 25 年8月2日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市港湾審議会 会長 森 隆行

大阪港港湾計画 - 軽易な変更 - について (答申)

平成25年7月2日付け、大港湾第741号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。